

財務省告示第二百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十九年六月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月十九日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠の法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（十年）（第十六回）	財政法（昭和二十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）第二条第一項	成十三年度法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行のうち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行する利付国債に、七百八十万円、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二十一条の規定に基づき発行する利付国債に、二百二十万円	額で百億二百二十万円

